

# 山口県央部1市4町 合併協議会だより

第3号

平成17年1月1日  
発行

- 合併協定調印式 P2~P3
- 合併協定書 P4~P10
- 第3回新市まちづくり施策検討小委員会 P11  
第3回山口県央部1市4町合併協議会
- 合併関連議案 P12

新県都「山口市」の誕生に向けて



合併協定調印を行いました。



# 山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町

## 合併協定調印式

日時 平成16年11月25日(木) 15時から  
会場 ホテル松政 芙蓉の間(山口市)

11月25日、ホテル松政で第3回山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町合併協議会が開催され、新市建設計画となる「新県都のまちづくり計画(案)」を最終確認しました。

これにより、合併協議に必要な協定項目である、42項目すべての確認を終え、引き続き、山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町・徳地町の「合併協定調印式」が行われました。

調印式では、二井関成山口県知事や島田明山口県議会議長のほか、来賓、関係者など約200人が出席し、市長、町長が調印書に署名・押印し、その後特別立会人として二井県知事が、また、立会人として合併協議会委員が署名をされました。

### ◆合併協定調印

合併協定調印は、合併協議会で協議確認された合併協定項目(42項目)の内容を構成市町長が確認し、調印書に署名、押印をするものです。

合併協定書は、協定内容と調印書が一緒になっている本冊と、附属資料、新市建設計画からなっています。



### 【主催者あいさつ】

合志 栄一 山口市長

昨年、2市4町の合併協議会をスタートした時の高揚した思い、また今年の春に休止になった時の衝撃、そして何としてでも、この県中部に30万中核都市をつくらなければならぬ、そういう思いで、まず第1段階の合併を実現していこうと1市4町の合併協議会を立ち上げ、熱い議論を積み重ねてまいりました。

この合併を実現していくまでには、まだまだこれからも乗り越えていかなければならない課題がありますが、この県央地域が21世紀の県勢をリードする県都となるため、これまで以上に手を取り合って英知を結集し、目的に向かって前進を続けてまいりる所存であります。

私たちは未来への礎をつくるために、これからも将来に向けて市民が誇れる県都山口の実現を目指し、個性豊かな自立したまちづくりに向けて全力を尽くしてまいりたいと思います。

皆様方には、今後とも変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

飯田 宏史 阿知須町長

1市4町の調印が、無事終わり、感慨無量であります。

こうして1市4町が無事、着陸をいたしました。今日の着陸地点は決ま

て目的地ではございません。私は、經由地だと思っております。これからの1市4町は、一丸となって足腰の強い魅力ある新市をつくり、目的地向かって大いに羽ばたいていかなければならないと思っております。

新市誕生に向けて大きく一歩を踏み出したわけでございますが、これからも県勢の発展をリードする県央中核都市実現を目指して、お互い努力していかなければならないと思っております。

今後とも皆様方の、変わらぬご指導とご協力をお願い申し上げます。

岩城 精二 小郡町長

変化は、チャンスという言葉がございます。地方分権、価値観の多様化や経済構造の変化の中で、時代の流れ、変化を受け止めながら、市町村合併に取り組んでまいりました。思いは必ず叶うという信念の下に、これまで進んでまいりました。こうして1市4町が県央の地に合併調印ができたこと、本当に感慨無量であり、喜びひとしおのものがあります。

今後、新市建設計画、これまで積み上げてきた計画を実行に移し、さらばらしい県都をつくること、これからの課題であります。今後とも更に花開きますように、お互い切磋琢磨し、協力してまいりたいと思っております。

本当に皆様方のご協力に感謝申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。



藤生 通陽 秋穂町長

県中部に県勢を牽引する役目をするためにという強い思いの中で、当初は30万を目指そうということでスタートしたわけでありませう。まずは、1市4町で議論して作り上げました新市建設計画の実現のために、今後ともそれぞれの地域の皆さんのご尽力が要るのではなからうかと思っております。

今日は、婚礼でいえば結納の日だと思います。まだ山の8合目あたりだと思いますが、この結納が実際に結婚に至るまで、まだいろんなことがあるかと思いますが、今まで培ってきたそれぞれの地域の皆さん方との信頼関係を大事にしなが、まずは前に進むべきだろうと思っております。

今日までご指導いただきました、県はもとより、皆様方に感謝申し上げます。お礼のあいさつに代えたいと思っております。

伊藤 青波 徳地町長

今回の調印ができましたのも、委員の皆さん、議員の皆さん、そして地域の住民の皆様方のご理解、関係者の皆様方のご尽力によることと思っております。心からお礼申し上げます。

今回の合併は、一つには地方分権、私は地方主権と思っておりますが、私たちの地域は自分たちで考えて、良くしていくことだと思っております。

これから、それぞれの議会での議決、県への申請と、まだ手続きがあるわけですが、徳地町としても、これを一つ

の契機として、行政、議会、住民の方と力を合わせて、さらに努力したいと思います。今日、調印できましたことを、皆様方とともに喜びたいと思っております。ごあいさつとさせていただきます。



【来賓祝辞】

二井 関成 山口県知事

合併協定の調印が滞りなく行われましたことを、まずもって心からお喜び申し上げます。

1市4町におかれましては、行財政基盤を充実強化され、新たな文化の創造や未来を見据えた産業の創出等を図る中核都市の形成を目指して、その第1段階として、この度の合併を選択されたわけですが、県中部における中核都市の形成に向けて、大きなステップになるものと考えております。

これを契機として、県勢の発展を牽引する中核都市が誕生いたしますことを、強く期待をしております。

今後とも皆様方が、合併協議を通じて深められました絆の下に、中核都市の形成を目指して取り組まれることを念願し、お祝いの言葉といたします。



島田 明 山口県議会議長

こうして調印式を迎えることができましたことも、1市4町の行政並びに議会、さらには、関係各位の多大なご尽力とご熱意の賜物でございます。その努力に対して、深く敬意と感謝の意を表します。

1市4町におかれましては、30万中核都市を目指した21世紀のまちづくりに取り組んでこられたところであり、合併による都市機能の強化はもとより、広域合併の実現に向けて、大きな一歩が踏み出されたものと、大いなる期待をしております。

皆様方には、来年10月1日の合併に向け、諸準備を進められ、山口県勢をリードするまちづくりにご尽力いただきますよう心から念願してやみません。1市4町のご発展をお祈りし、お祝いの言葉とさせていただきます。



# 合 併 協 定 書

## 協定項目 1 合併の方式【第1回合併協議会】 9月11日確認

山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

## 協定項目 2 合併の期日【第2回合併協議会】 9月30日確認

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

## 協定項目 3 新市の名称【第1回合併協議会】 9月11日確認

新市の名称は、山口市とする。

## 協定項目 4 新市の事務所の位置【第1回合併協議会】 9月11日確認

新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。

新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式とし、現在の1市4町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。

なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討するものとする。

### 【附帯決議】

将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。

その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後10年を目途に審議すること。

## 協定項目 5 財産及び公の施設の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

- (1) 1市4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 山口市宮野財産区の財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

## 協定項目 6 議会議員の定数及び任期の取扱い【第2回合併協議会】 9月30日確認

新市の議員の定数及び任期の取扱いについては、次により調整する。

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号（在任特例）の規定を適用する。
- (2) 上記の規定により、合併後7か月間、引き続き新市の議員として在任する。
- (3) 在任特例適用後の定数については、34人とする。
- (4) 選挙区設定については、合併時まで速やかに調整する。

## 協定項目 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

新市の農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次により調整する。

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、1市4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号（任期等に関する特例）の規定を適用する。
- (2) 上記の規定により、合併後1年以内の適当な時期まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。なお、在任の具体的な時期については合併時に調整する。
- (3) 在任期間終了後の定数については40人とする。また、選挙区については設定することを前提に、新市において調整する。

## 協定項目 8 地方税の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

- (1) 個人市町民税の均等割については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 個人市町民税の非課税範囲については、山口市の例により調整する。
- (3) 個人市町民税の納期については、小郡町の例により調整する。
- (4) 法人市町民税については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (5) 固定資産税の納期については、小郡町の例により調整する。
- (6) 軽自動車税の税率については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 軽自動車税の納期については、山口市の例により調整する。
- (8) 市町たばこ税については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (9) 特別土地保有税の免税点については、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町の例により調整する。
- (10) 入湯税については、山口市の例により調整する。
- (11) 鉱産税については、山口市、徳地町の例により調整する。
- (12) 都市計画税の課税客体及び税率については、新市発足後の都市計画（区域、区域区分〈線引き〉等の見直し・検討）や都市計画事業の状況に基づいて速やかに調整するものとし、当面、従来どおりとする。ただし、納期については、小郡町の例により調整する。

## 協定項目 9 一般職職員の身分の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

- (1) 1市4町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の公正、適正化の観点から調整し、統一を図る。
- (4) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の公正、適正化の観点から調整し、統一を図る。

## 協定項目10 地域審議会等の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく地域審議会、地域自治区及び合併特例区は設置しない。
- (2) 新市において、条例により（仮称）まちづくり審議会を設置する。

## 協定項目11 特別職の職員の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

- (1) 市長、助役、収入役、教育長、水道事業管理者及び常勤監査委員の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料の額及び他の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- (2) 議会議員及び農業委員会の委員の報酬は、現行報酬額及び他の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び他の自治体の例をもとに合併時に調整する。
- (4) その他の特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要があるものは、任期、報酬額等について合併時に調整する。

## 協定項目12 条例、規則等の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

- (1) 調整の方針  
合併協議会で協議調整された各種事務事業に関する条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整理する。その他の条例、規則等については、次により調整する。
  - ① 1市4町同一の条例、規則等については、原則として現行の例によるものとする。
  - ② 類似又は相違している条例、規則等及び1市町又は数市町に制定されている条例、規則等については、新市の事務事業に支障をきたさぬよう調整する。
- (2) 整備の方針  
条例、規則等の制定に当たっては、次の区分により整備する。
  - ① 合併時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの



- ② 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- ③ 合併後、逐次制定し、施行させるもの

### 協定項目13 行政組織及び機構の取扱い【第1回合併協議会】9月11日確認

新市における組織・機構の取扱いについては、「新市における組織・機構の基本方針」に基づき整備するものとする。

〈新市における組織・機構の基本方針〉

#### (1) 総括方針

- ① 住民サービスが低下しないよう十分配慮し、利用しやすい組織・機構
- ② 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ③ 指揮命令系統及び責任の所在が明確で、効率的な組織・機構
- ④ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑤ 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織・機構

#### (2) 具体的な整備方針

- ① 山口市役所、小郡町役場、秋穂町役場、阿知須町役場、徳地町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置し、庁舎は現有庁舎を有効活用する。
- ② 本庁は、市全体に係る政策、施策の総合的な調整、管理事務等を掌理する。
- ③ 総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁の掌理事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関として位置づけるとともに、地域振興の拠点として、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を目指す。
- ④ 支所、出張所及び出先機関は、基本的に現行のまま存続させる。
- ⑤ 行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合することとする。  
なお、業務の特殊性や地域性など独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
- ⑥ 組織・機構については、新市において行政改革大綱を策定し、行政システムの整備、職務効率の向上に努め、組織のスリム化を図っていくものとする。

### 協定項目14 一部事務組合等の取扱い【第2回合併協議会】9月30日確認

- (1) 山口市・秋穂町水道企業団及び山口・小郡広域水道企業団については、1市4町のみが構成団体となっている一部事務組合は消滅するため、新市で事務、財産及び債務を引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 山口県中部環境施設組合については、合併の日の前日をもって一部事務組合を解散し、新市において事務を行う。また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。なお、ごみの処理区域は当分の間現行どおりとする。
- (3) 山口地域消防組合については、合併の日の前日をもって一部事務組合を解散し、新市において事務を行う。また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
- (4) 山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村消防団員補償等組合及び山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。
- (5) 山口・防府地区広域事務組合、養護老人ホーム秋楽園組合、山口県市町村災害基金組合及び宇部・阿知須公共下水道組合については、合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村で当該組合を構成する。
- (6) 山口県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退する。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。
- (7) 山口県市町村公平委員会については、合併の日の前日をもって共同設置から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図るものとする。
- (8) 山口市等公平委員会については、合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、新市において、新市と山口・防府地区広域事務組合で公平委員会を共同設置する。

- (9) 阿知須・秋穂介護認定審査会については、合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、新市において事務を行う。
- (10) 阿知須町及び徳地町のごみ処理に関する事務については、事務委託を当分の間継続するものとする。
- (11) 徳地町のし尿処理に関する事務については、事務委託を当分の間継続するものとする。
- (12) 秋穂町、阿知須町及び徳地町の消防業務に関する事務については、事務委託を当分の間継続するものとする。
- (13) 1市2町（山口市、小郡町及び徳地町）の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。他の2土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡し、合併の前日までに解散する。

### 協定項目15 使用料・手数料等の取扱い【第1回合併協議会】9月11日確認

- (1) 使用料については、新市における住民の一体性の確保及び住民負担の公平性を図ることを基本原則に、急激な負担の変化に配慮し、適正な受益者負担の構築に向け調整する。  
なお、同一、同種のものにおいては、算出基準を統一し、また独自なものにおいては、現行のとおりとする方向で調整する。
- (2) 手数料については、新市における住民の一体性の確保及び住民負担の公平性を基本原則とし、可能な限り統一に向け調整する。

### 協定項目16 公共的団体等の取扱い【第1回合併協議会】9月11日確認

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、以下により調整に努めるものとする。

- (1) 1市4町に共通している団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

### 協定項目17 補助金、交付金等の取扱い【第1回合併協議会】9月11日確認

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を配慮するとともに新市の一体性の確保を図ることを基本原則とし、調整するものとする。

なお、調整にあたっては、次の事項を基本方針とする。

- (1) 1市4町で同一あるいは同種の団体に対する補助金、交付金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統合の方向で調整する。
- (2) 各市町独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、実績を踏まえ新市全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 1市4町で同一あるいは同種の事業に対する補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。

### 協定項目18 町名・字名の取扱い【第1回合併協議会】9月11日確認

1市4町の区域内の町・字の区域及び名称は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名・字名については、当該地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

なお、現在の町名・字名に旧市町名を加えることについては、地域の実情及び住民の意見を踏まえ、旧市町名を残す方向で調整するものとする。

### 協定項目19 慣行の取扱い【第1回合併協議会】9月11日確認

- (1) 市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- (2) 市の花、木、花木は、新市において調整する。
- (3) 都市宣言は、新市において調整する。

## 協定項目20 国民健康保険事業の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

- (1) 賦課形態については、「保険料」とする。
- (2) 保険料の賦課については、被保険者の急激な負担の増加を招かないよう調整する。
- (3) 被保険者への保険給付や健康保持増進に配慮して調整する。

## 協定項目21 介護保険事業の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

- (1) 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行う。
- (2) 第1号被保険者の保険料は、新市において平成18年度からの介護保険事業計画に基づき、統一する。

## 協定項目22 各種事務事業の取扱い【第1回合併協議会】 9月11日確認

### (1) 総務関係

- ① 情報公開制度については、山口市の例による。
- ② 個人情報保護制度については、秋穂町、徳地町の例により調整する。
- ③ 功労者等表彰制度については、山口市、小郡町の例により調整する。

他4項目

### (2) 電算システム事業

- ① 基幹系システム及び行政内部システムについては、市民サービスの低下を招かないことを目標に、優先順位の高いものから統合を図る。
- ② 個別のシステム及びパソコンシステムについては、各事務事業担当課等において調整する。

### (3) 広報広聴事業

- ① 広報紙の発行については、山口市、阿知須町の例により調整する。ただし、声の広報及び点字広報の発行並びに広報モニター制度については、関係団体等と調整を図りながら調整する。
- ② 市政だより（電波メディア等）については、情報発信の手段として、新市移行後も積極的に活用する。
- ③ 市勢要覧、便利帳については、新市移行後、速やかに調整する。

### (4) 消防防災事業

- ① 許可・承認等手数料（危険物関係）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 消防証明手数料については、新たに制度等を創設する。
- ③ タンクの水張検査等手数料については、新たに制度等を創設する。
- ④ 消防団については、次のとおり取扱う。
  - ア 組織については、新たに制度等を創設する。
  - イ 定員・人員については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
  - ウ 任期については、新市移行後、速やかに調整する。
  - エ 定年については、新市移行後、速やかに調整する。
- ⑤ 消防防災関係団体助成については、新市移行後、速やかに調整する。

### (5) 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努めるものとする。

### (6) 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努めるものとする。



**(7) 児童福祉事業**

児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、1市4町独自のサービスは、事業の経緯、実績等を尊重しつつ、新市の均衡を保つよう統合又は再編に向け調整に努めるものとする。

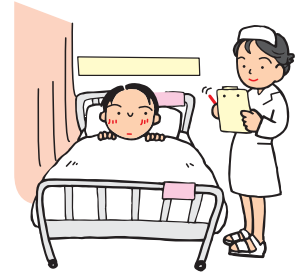
**(8) その他の社会福祉事業**

- ① 民生・児童委員、主任児童委員については、新たに制度等を創設する。
- ② 低所得者見舞金支給については、廃止の方向で検討する。
- ③ 災害援護（火災援護資金、災害弔慰金等）については、山口市の例により調整する。
- ④ 行旅困窮者援護については、新たに制度等を創設する。

**(9) 保健・医療事業**

- ① 妊婦健康診査については、新たに制度等を創設する。
- ② 乳幼児健康診査については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ③ 婦人健康診査については、新たに制度等を創設する。

他3項目

**(10) 生活環境事業**

- ① ごみ収集体制等については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ② 廃棄物処理手数料については、新たに制度等を創設する。
- ③ 分別収集（再資源化）の対応については、山口市の例により調整する。なお、分別収集（品目）については、新市移行後、速やかに調整する。
- ④ 指定ごみ袋の取扱いについては、新市移行後、速やかに調整する。

他4項目

**(11) 農林水産事業**

- ① 農業金融事業については、新たに制度等を創設する。
- ② 土地改良事業（補助金・分担金）については、新たに制度等を創設する。

他4項目

**(12) 商工・観光事業**

- ① 企業誘致事業については、新たに制度等を創設する。
- ② 制度融資・小口事業資金については、山口市の例により調整する。

他3項目

**(13) 都市計画事業**

- ① 都市計画区域、区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）、用途地域については、当面現行どおりとするが、新市移行後、速やかに新市の基本構想を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、早期に新市の都市計画審議会の意向を踏まえ、市街化区域・市街化調整区域の設定に努める。
- ② まちづくり団体活動支援については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

他2項目

**(14) 建設事業**

- ① 市道認定基準については、山口市の例により調整する。
- ② 道路改良事業については、山口市の例により調整する。ただし、他の法令等に基づくものはその定めによる。
- ③ 認定外道路指定基準については、山口市の例により調整する。ただし、基準のうち、幅員の定めを削除し、新たに受益戸数（2戸）を加える。
- ④ 認定外道路整備事業については、新たに制度等を創設する。

他2項目

## (15) 下水道事業

- ① 下水道使用料については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。(阿知須町は宇部・阿知須公共下水道組合の例による。)
  - ② 下水道受益者負担金制度については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。(阿知須町は宇部・阿知須公共下水道組合の例による。)
- 他3項目

## (16) 水道事業

- ① 水道料金の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ② 水道料金の算定・収納については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ③ 水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ④ 水道に関する手数料については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

## (17) 学校教育事業

- ① 奨学金貸付事業については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ② 通学区(小・中学校)については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後、随時調整する。
- ③ 学校給食事業については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

## (18) 社会教育事業

- ① 成人の日記念行事関連事業については、新市移行後、速やかに調整する。
- ② 文化芸術事業等で大規模な美術展については、現行のまま新市に引き継ぐ。その他の各市町による独自事業は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ③ 図書館管理運営事業については、次のとおり取扱う。
  - ア 館外貸出の利用資格・利用冊数の制限等については、新たに制度等を創設する。
  - イ 休館日・開館時間等については、新市移行後、速やかに調整する。
  - ウ 移動図書館の運営については、山口市の例により調整する。ただし、新市移行後、できるだけ早い時期に運営できるようにする。

## (19) コミュニティ施策

- ① 文書配布体制・配布報奨金制度については、新市移行後、速やかに調整する。
- ② 自治会・コミュニティ団体への補助については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ③ 自治会集会所設置補助金については、新たに制度等を創設する。
- ④ 防犯灯設置費補助金については、新たに制度等を創設する。ただし、防犯対策協議会補助金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。

## (20) その他事業

- ① バス運行対策費補助金等については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② コミュニティバス等の運行については、新市移行後、速やかに調整する。
- ③ 交通災害共済制度については、秋穂町、阿知須町、徳地町の例により調整する。

## 協定項目23 新市建設計画【第3回合併協議会】11月25日確認

新市建設計画は、「新県都のまちづくり計画」に定めるとおりとする。

- ・協定書は、調整の基本方針のみを掲載し、個別の事務事業の調整の取扱いについては、別冊として、附属資料に掲載されています。
- ・協定項目22、各種事務事業の取扱いについては、調印書に掲載の一部を記載しております。詳細は、協議会ホームページ等でご覧ください。

# 第3回新市まちづくり施策検討小委員会

日時 平成16年11月15日(月)  
会場 小郡町役場第1会議室

## 【協議事項】

住民説明会で「30万人中核都市の実現を期待する意見」、「各市町の交流拠点づくりプロジェクトに関する意見」、「現在の支所、出張所等の取扱いについての意見」等が多く出されました。そして、その意見等を踏まえ、再度検討・修正した「新県都のまちづくり計画(案)」について説明が行われ、一部の記述を変更し、小委員会として最終確認がされました。

### ◇委員の意見等

- ・「周辺都市」という言葉について、新市を中心として捉え、そのまわりを周辺とすることは、不適切で、「近隣都市」と表現すべき。
- ・地域自治センターに位置付けられている「まちづくり審議会」について、住民に対して、わかりやすく周知すべき。
- ・交通交流拠点づくりプロジェクトに位置付けられた「県内外の交流を促進する拠点施設」について、新県都の顔となる中核施設となることから、早期に整備についての検討を始めるべき。

## 【住民説明会での主な意見】

- ◆引き続き、30万人中核都市実現に向けての取組みをお願いする。
- ◇まずは、1市4町で合併特例法の期限内での合併を実現し、より良いまちづくりを進める中で、30万人中核都市への実現に取り組み。
- ◆現在の支所、出張所は、維持されるのか。
- ◇総合支所方式になっても、支所や出張所を維持し、これまで通りのサービスを提供する。



# 第3回山口県央部1市4町合併協議会

日時 平成16年11月25日(木)  
会場 ホテル松政 長州の間(山口市)

## 【報告事項】

- 「第3回新市まちづくり施策検討小委員会」報告について  
11月15日(月)に開催した、第3回小委員会の協議内容について報告しました。

## 【継続協議事項】

- 新市建設計画について  
小委員会での最終確認を受け、その後、合併特例法に基づく県との協議を行い、提案した新市建設計画「新県都のまちづくり計画(案)」が協議され、原案のとおり確認されました。



- その他(議会議員の定数及び任期の取扱いについて)  
選挙区の設定については、議長会を代表して山口市武田議長から次の内容のとおり報告がありました。

在任期間終了後の選挙に関しては、『選挙区は設定せず、新市全圏を一つの選挙区として、定数34人で選挙を行う。』理由として、選挙区を設定すれば新市の一体感が阻害される懸念等が考えられ、また選挙区設定は特例的要素であり、在任特例適用に加え、特例の二重適用は住民の理解が得にくいと考えられる。

## 【次回協議日程】

次回の第4回協議会は、平成17年2月下旬に開催予定です。





1市4町12月定例議会で

# 合併関連議案を可決

12月6日から22日にかけて、各市町議会において12月定例会が開催され、合併関連4議案の審議が行われました。審議の結果、合併関連議案は各議会とも原案どおり可決されました。

これにより、12月24日(金)に、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町及び徳地町は、山口県知事に対して、平成17年10月1日に合併し、新たに「山口市」を設置することについて申請を行いました。

## ●合併関連議案の概要

### ①廃置分合の申請

・平成17年10月1日から1市4町を廃止して、新たに「山口市」を設置することについて、山口県知事に申請を行います。

### ②財産処分

・1市4町の財産は、すべて新たに設置する「山口市」に帰属させます。

### ③議会の議員の在任に関する特例及び農業委員会の委員の任期に関する特例

#### ◆議会の議員の在任に関する特例

・1市4町の議会議員は、合併後7か月間、新たに設置する「山口市」の議会議員として引き続き在任します。

#### ◆農業委員会の委員の任期に関する特例

・農業委員会の選挙による委員は、合併後1年以内の適当な時期まで、新たに設置する「山口市」の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任します。

### ④議会の議員の定数

・新たに設置する「山口市」の議会の議員の定数は、34人とします。これは、地方自治法に定める人口10万以上20万未満の市の議会議員の上限定数です。

## 各市町の合併担当窓口

### 山口市企画経営課中核都市推進室

TEL 083-934-2747  
FAX 083-934-2642  
E-mail: kikaku@city.yamaguchi.yamaguchi.jp

### 小郡町まちづくり推進課

TEL 083-973-2414  
FAX 083-973-4892  
E-mail: mati@town-ogori.jp

### 秋穂町企画課

TEL 083-984-8026  
FAX 083-984-5299  
E-mail: kikaku@aiocho.jp

### 阿知須町企画課

TEL 0836-65-4111  
FAX 0836-65-4116  
E-mail: kikaku@ajisu.com

### 徳地町企画財政課合併推進室

TEL 0835-52-1119  
FAX 0835-52-1470  
E-mail: gappei@town.tokuji.yamaguchi.jp

## 合併協議会、小委員会の協議内容等をご覧ください。

会議資料と会議録は、合併協議会事務局及び各市町の役所、役場などで閲覧できます。

詳しくは、合併協議会事務局あるいは各市町の合併担当窓口までお問い合わせください。

また、下記のアドレスからもご覧いただけます。  
<http://www.kenou.jp/>

## 編集・発行 山口県央部1市4町合併協議会

〒753-0070 山口市白石一丁目2番7号  
TEL 083-934-6214  
FAX 083-922-8520  
E-mail: info@kenou.jp

